

令和6年度診療報酬改定に伴うお知らせ

～診療報酬改定に伴い、全国一斉に
「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ～

当院でも令和6年6月より、厚生労働省の指針に従い、
対象となる患者様には「生活習慣病管理料Ⅱ」を適応させていただきます。

改定の目的は、患者様ご自身が主治医と一緒に診療内容、生活上の問題点、
検査結果等を理解し、目標設定ができるように計画することです。

今後はこれらを記載した「生活習慣病療養計画書」を作成し
お渡しいたしますが、初回のみ患者様の署名が必要となりますので、
可能な限り主治医の外来の受診をお願いいたします。

尚、この「生活習慣病療養計画書」の有効期限は最大4ヶ月となりますので、
期限を超えないように再来院いただき更新が必要となります。

皆様にはこれまでよりも
診察時間と待ち時間が長くなることが予想されます。
ご不便をお掛け致しますが、お時間に余裕をもった受診、
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

生活習慣病管理料Ⅱ

対象となる患者様
高血圧・脂質異常症・糖尿病 いずれかが主病名の方